

長野市の 若者に関する計画



令和8年2月

目次

第1章 計画策定に当たって	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
(4) 計画の対象	1
第2章 計画策定の背景	2
1 関連法令の動向	2
(1) こども基本法（令和5年4月施行）	2
(2) こども大綱（令和5年12月閣議決定）	3
(3) 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）	4
2 長野市の若者の状況	5
(1) 人口・世帯	5
(2) 就労の状況	6
(3) 結婚の状況	7
(4) 自殺の状況	8
3 若者へのアンケート調査	9
(1) アンケート調査の概要	9
(2) アンケート調査結果の概要	10
4 若者や支援団体の意見聴取	16
(1) 意見聴取の概要	16
(2) 働く若者によるワークショップでの主な意見	17
(3) 支援等実施団体へのヒアリングでの主な意見	18
(4) 学生と市長との意見交換会での主な意見	20
(5) ライフデザインワークショップでの主な意見	21
5 若者を取り巻く課題と必要な支援	22
(1) ライフプランの形成と実現に向けた支援について	22
(2) 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進について	23
(3) 就労への支援について	24
(4) 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援について	25
(5) 関係機関との連携や情報発信について	26



第3章 計画の基本方針	27
1 基本理念	27
2 基本的な視点	27
3 施策体系	28
第4章 施策の展開	29
施策1 ライフプランの形成と実現に向けた支援	29
施策2 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進	31
施策3 就労への支援	33
施策4 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援	35
施策5 関係機関との連携や情報発信	37
第5章 計画の進捗管理	38
資料編	41
1 計画策定の経緯等	42
2 関係法令及び条例等	45

第1章 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、青年期の若者を支援する取組や修学・ライフデザイン、就労など、様々な分野で事業を実施しており、新たに若者に関する計画を策定することで、若者施策を体系的に整理し、ライフステージに応じた施策の展開につなげるとともに、子どもから若者、大人となっていく過程で必要な支援が途切れない体制をとれるよう、支援を充実するものです。

(2) 計画の位置づけ

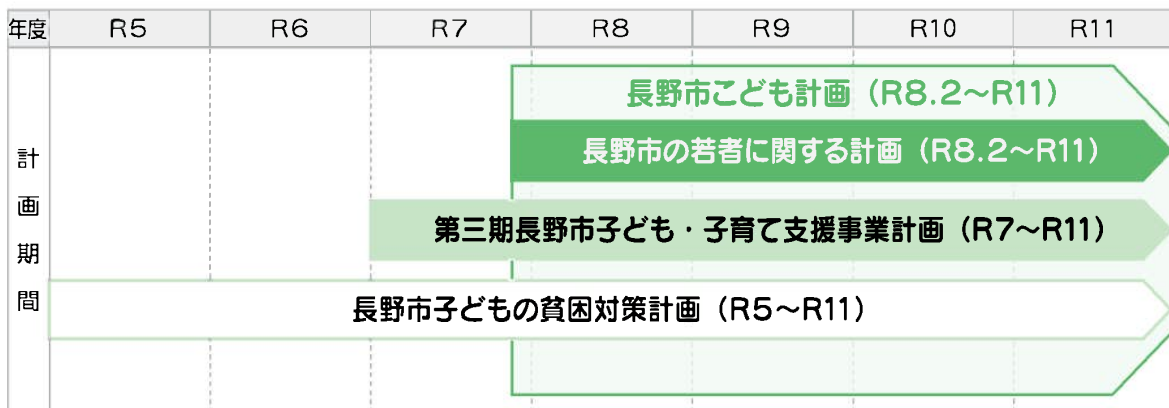
こども基本法では、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めることとされており、また、市町村こども計画においては、少子化対策、子ども・若者育成支援推進施策、子どもの貧困対策の推進に関する施策を定めることとされています。

本計画は、こども大綱に掲げる施策のうち、若者に関する施策を掲げる計画とし、本市において、策定済みの長野市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策行動計画を含む）及び長野市子どもの貧困対策計画と併せて、こども基本法に基づく市町村こども計画として位置づけるものです。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年2月から令和11年度までとします。

【こども計画を構成する三つの計画】



(4) 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳から39歳までの若者とします。



第2章 計画策定の背景

1 関連法令の動向

(1) こども基本法（令和5年4月施行）

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として制定・施行されました。

■こども基本法における六つの基本理念

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(2) こども大綱（令和5年12月閣議決定）

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めたものです。


こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めることとされています。

■こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

○こどもまんなか社会とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

○20代、30代を中心とする若者が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の元で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会である。



(3) 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）

子ども・若者育成支援推進法は、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を総合的に推進することを目的として制定・施行されました。

■子ども・若者育成支援推進法における七つの基本理念

- 1 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと
- 2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること
- 3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること
- 4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと
- 5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む）の整備その他必要な配慮を行うこと
- 6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと
- 7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと

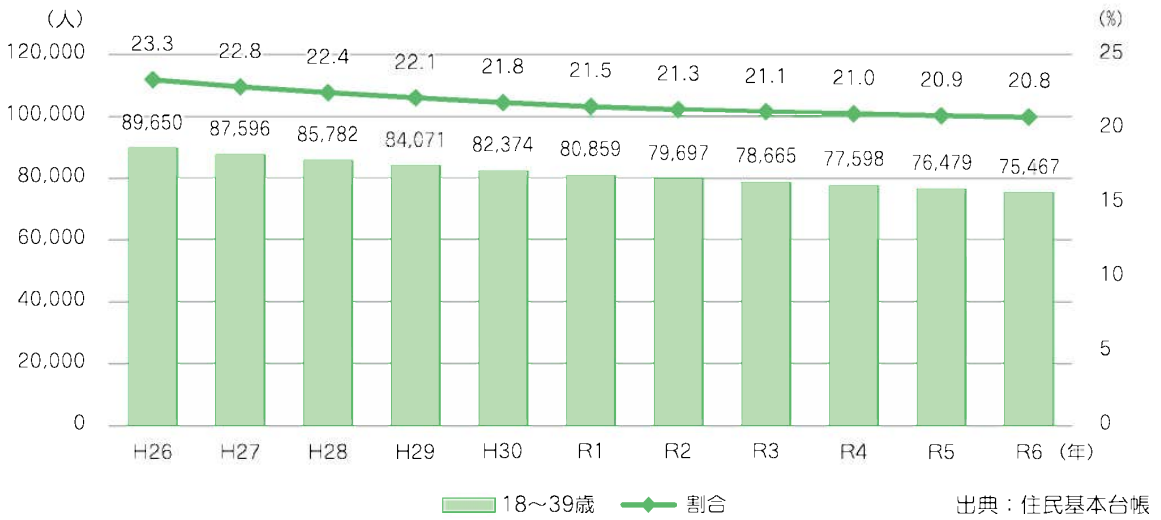
2 長野市の若者の状況

(1) 人口・世帯

① 人口

本市の18～39歳人口は減少が続いており、平成26年から令和6年までの10年間で14,183人（15.8%）減少しています。総人口に対する割合も低下していますが、低下幅は鈍化傾向が見られます。

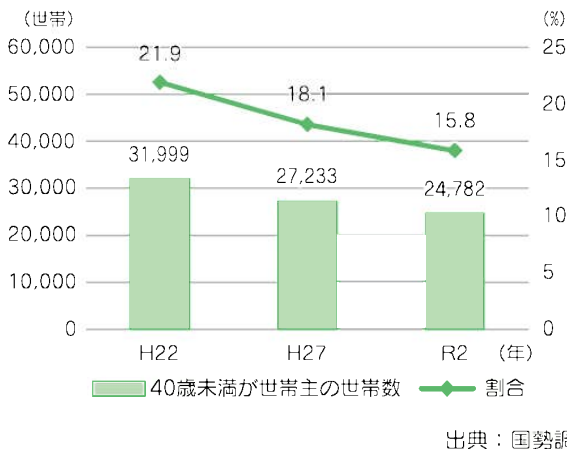
■ 18～39歳人口・割合の推移



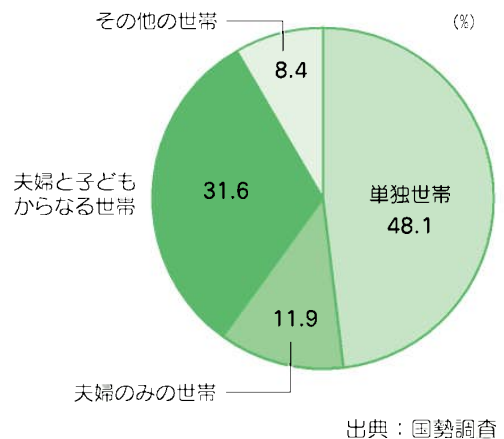
② 世帯

本市の40歳未満が世帯主の世帯数は減少し、一般世帯数に対する割合も低下しています。40歳未満が世帯主の世帯の世帯構成は、単独世帯が約5割を占め、夫婦のみ世帯は約1割、夫婦と子どもからなる世帯は約3割となっています。

■ 40歳未満世帯主世帯数・割合の推移



■ 40歳未満世帯主世帯の世帯構成 (R2)

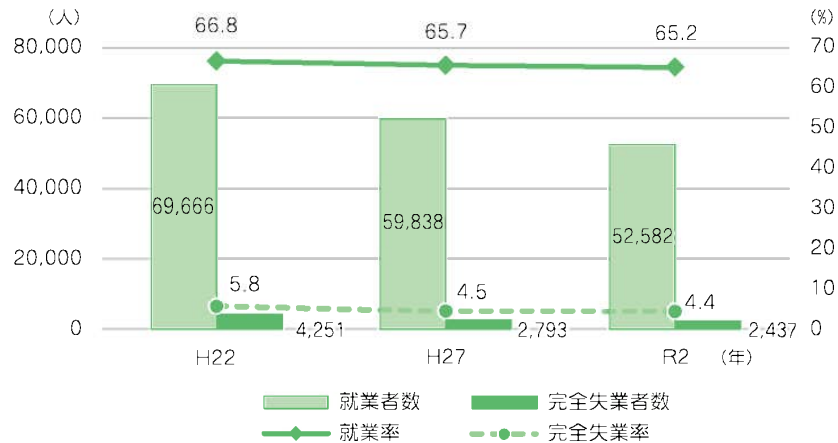


(2) 就労の状況

① 就業・失業

人口減少に伴い、本市の40歳未満の就業者数及び完全失業者数は減少していますが、就業率、完全失業率も低下しています。

■40歳未満の就業者数(率)・完全失業者数(率)の推移

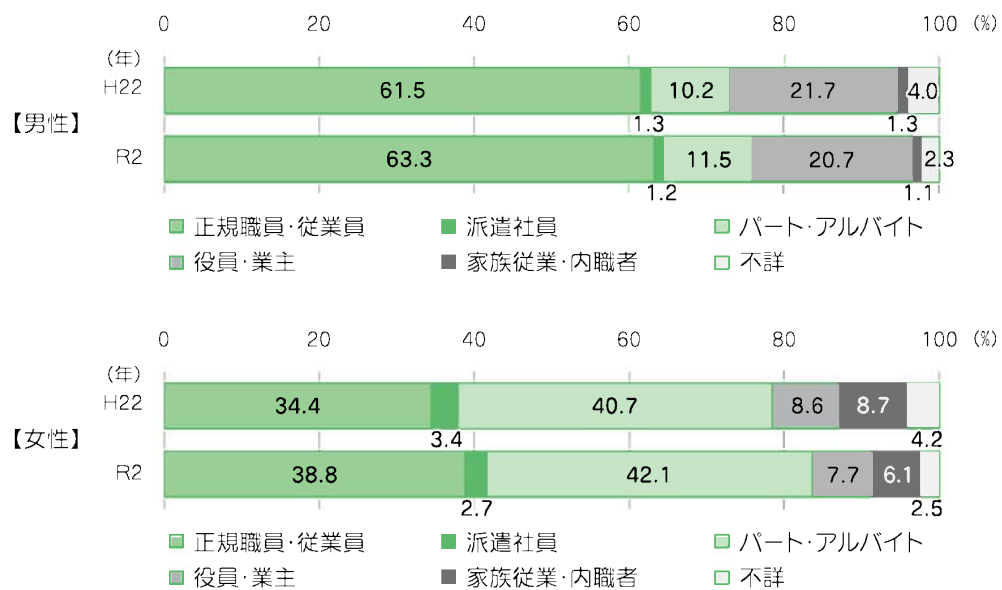


出典：国勢調査

② 従業上の地位 (全年齢)

本市の従業上の地位の変化を見ると、令和2年は、10年前の平成22年と比べ、男女ともに正規職員・従業員の割合が増加しており、特に女性で大きく増加しています。

■性別・従業上の地位の割合の推移



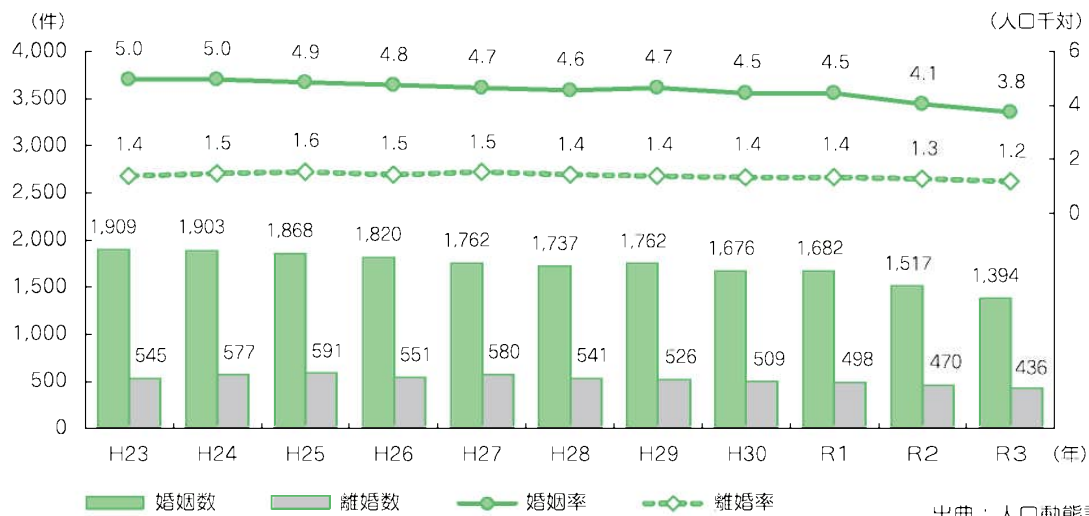
出典：国勢調査

(3) 結婚の状況

① 婚姻・離婚

40歳未満人口の減少に伴い、本市の婚姻数、離婚数はともに減少傾向が見られます。また、40歳未満人口の総人口に対する割合が低下してきており、婚姻率（人口千人当たりの年間婚姻数）、離婚率（人口千人当たりの年間離婚数）はともに低下しています。

■婚姻数(率)・離婚数(率)の推移



② 未婚率

本市の性別、年齢別の未婚率の推移を見ると、男性、女性ともに、35～39歳を除いた全ての年代で未婚率が上昇しています。

■性別・年齢別未婚率の推移

年齢	男性			女性		
	H22年	R2年	差	H22年	R2年	差
15～19歳	99.5	99.7	0.2	99.3	99.7	0.4
20～24歳	92.9	93.4	0.5	88.7	90.9	2.2
25～29歳	69.3	69.7	0.4	59.7	61.1	1.4
30～34歳	43.9	45.9	2.0	33.0	35.1	2.1
35～39歳	33.3	32.7	△0.6	22.0	21.8	△0.2
40～44歳	26.0	27.2	1.2	16.0	18.4	2.4
45～49歳	19.6	25.5	5.9	10.9	16.3	5.4
50～54歳	16.0	22.4	6.4	7.5	14.2	6.7
50歳時未婚率	16.5	23.9	7.4	8.9	14.9	6.0

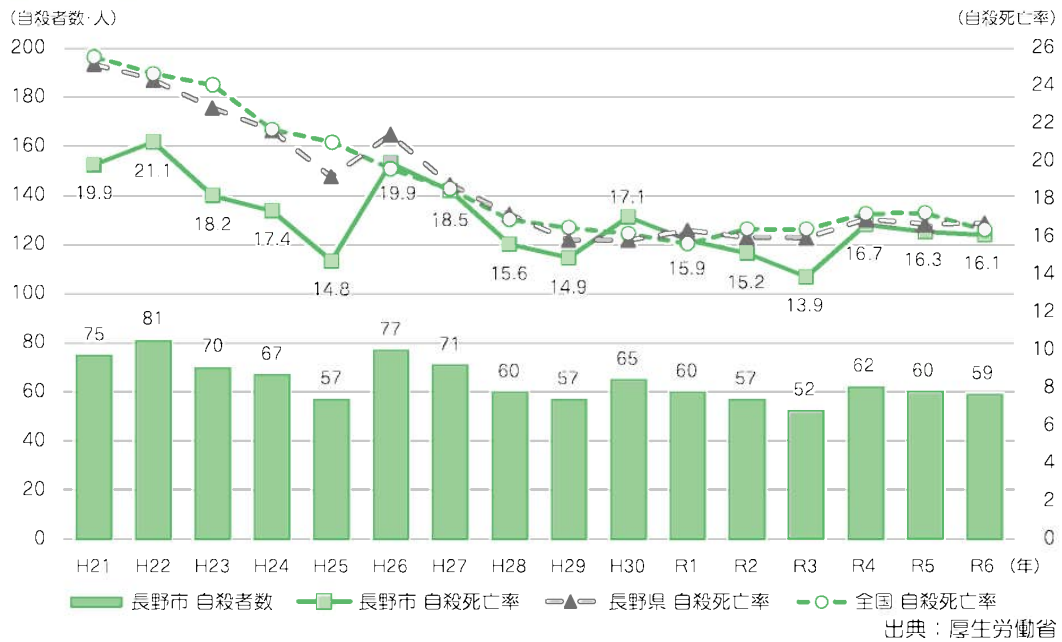
出典：国勢調査

(4) 自殺の状況

① 自殺者数・自殺死亡率

本市の自殺者数は、平成21年以降、減少傾向が見られ、近年は60人前後で推移しています。自殺死亡率（人口10万人当たりの年間自殺者数）の推移をみると、平成25年までは全国や県と比べて低く抑えられていましたが、平成26年以降は、全国、県と同水準で推移しています。

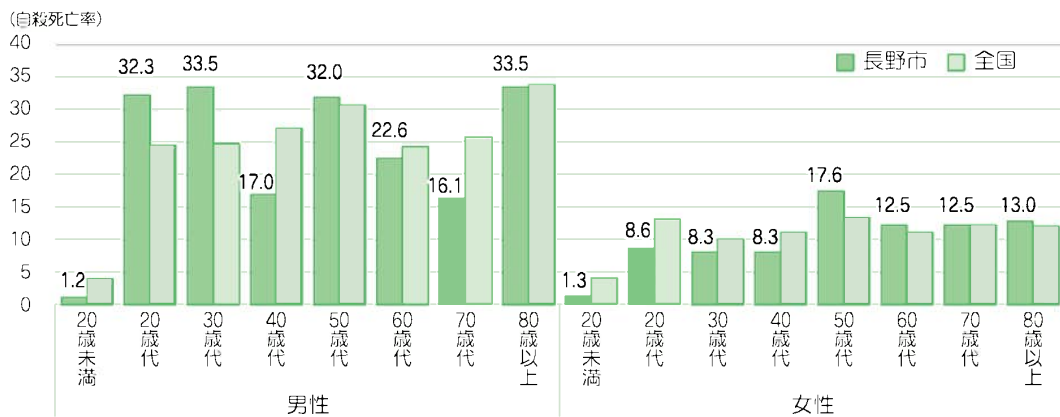
■自殺者数と自殺死亡率の推移



② 自殺死亡率（性別・年齢別）

本市の性別・年齢別自殺死亡率を全国と比べると、男性の20歳代、30歳代で全国と比べて特に高くなっています。

■自殺死亡率（R1～5 性別・年齢別）

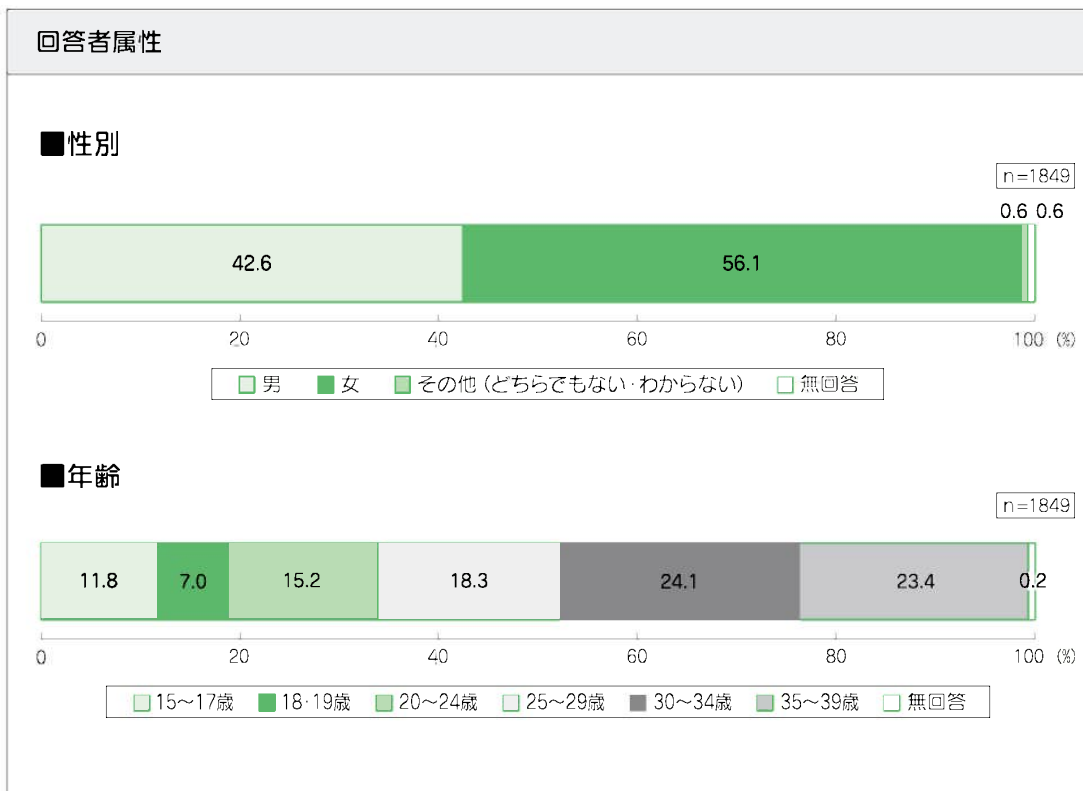


3 若者へのアンケート調査

(1) アンケート調査の概要

本計画の策定に向けて、長野市における若者の状況や支援に関するニーズなどを把握するため、住民基本台帳の中から無作為に抽出した満15～39歳の方を対象に調査を実施しました。

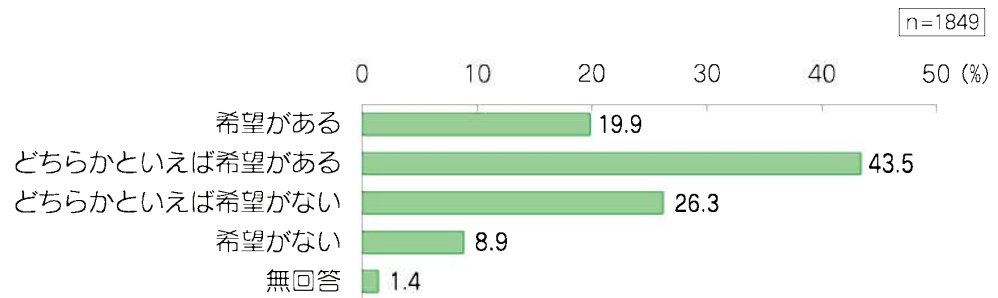
調査対象	市内在住の満15～39歳
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送・インターネット
調査期間	令和7年5月7日～5月20日 (インターネットのみ5月27日まで)
回収状況	配布数：6,000票 回収数：1,849票 回収率：30.8%



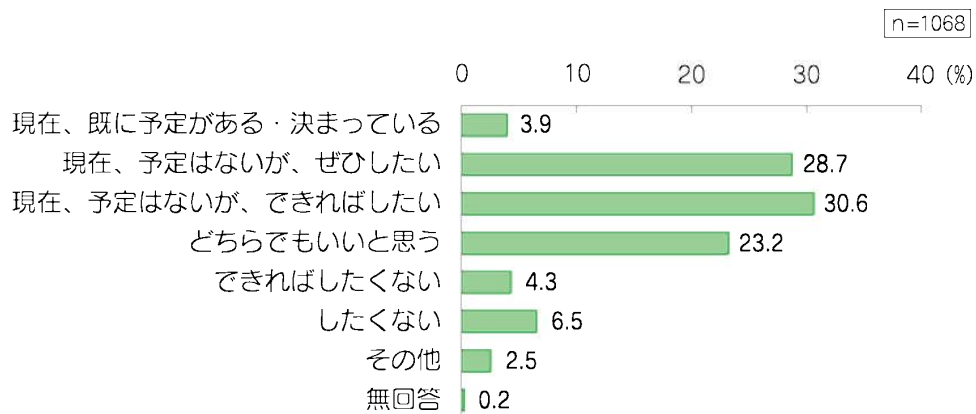
(2) アンケート調査結果の概要

① ライフプランについて

自分の将来について明るい希望を持っているかでは、35.2%が『将来に明るい希望がない』（「どちらかといえば希望がない」「希望がない」）と回答しています。

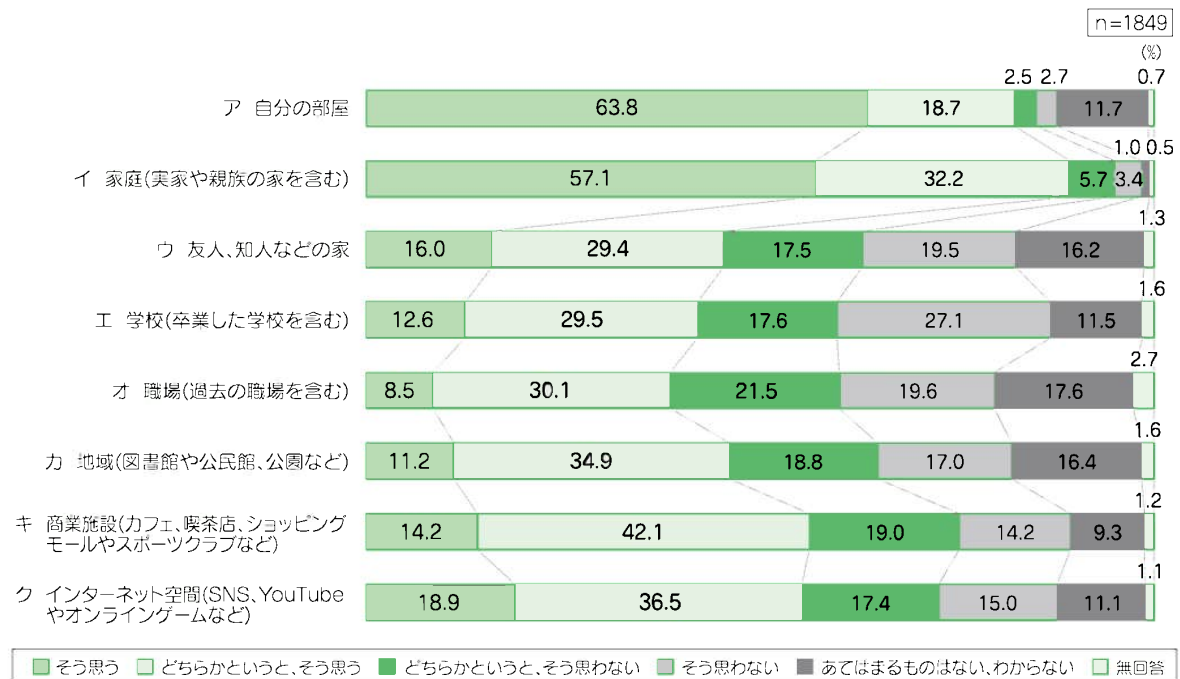


また、今後、結婚したいと思うかでは、63.2%が『結婚の意向』（「現在、既に予定がある・決まっている」「現在、予定はないが、ぜひしたい」「現在、予定はないが、できればしたい」）を示しています。

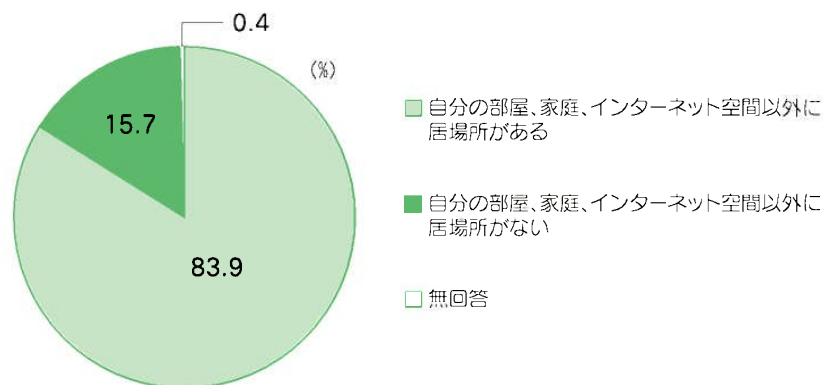


②居場所について

今の自分にとって居場所だと思う場所について、『そう思う』（『そう思う』『どちらかという、そう思う』）では、「イ 家庭（実家や親族の家を含む）」が89.3%と最も高くなっています。次いで「ア 自分の部屋」（82.4%）、「キ 商業施設（カフェ、喫茶店、ショッピングモールやスポーツクラブなど）」（56.3%）と続きます。



一方で、「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外に居場所と感ずる場所がない人が15.7%います。

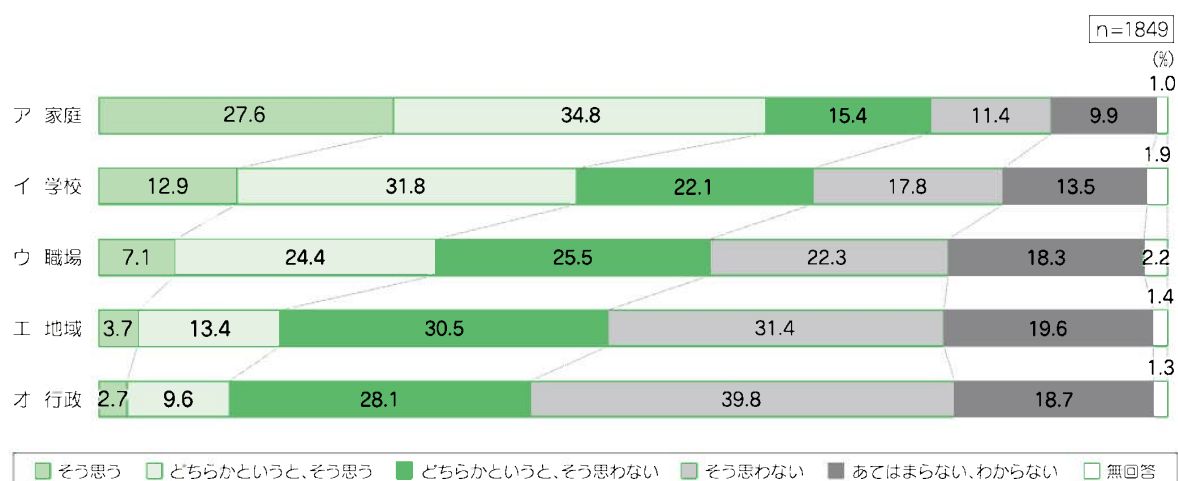


※「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外に居場所と感ずる場所がない人
「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外の場所（「友人、知人などの家」「学校」「職場」「地域」「商業施設」）をそれぞれ居場所と思うかについて、いずれも「そう思う」「どちらかという、そう思う」を選ばなかった人

③意見の尊重について

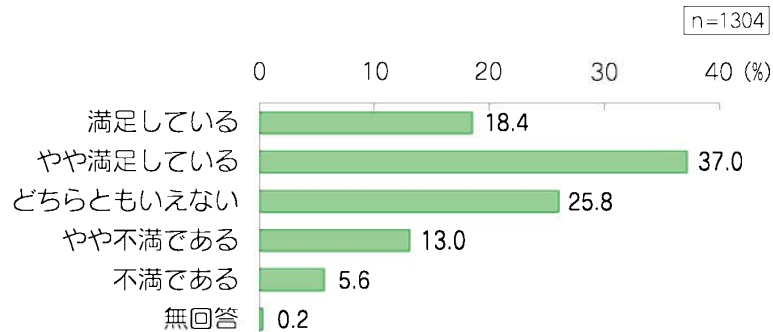
若者の意見が尊重されていると思うかについて、『そう思う』（「そう思う」「どちらかという、そう思う」）では、「ア 家庭」が62.4%と最も高くなっています。次いで、「イ 学校」（44.7%）、「ウ 職場」（31.6%）と続きます。

一方で、『思わない』（「どちらかという、そう思わない」「そう思わない」）では、6割以上の人が地域や行政で若者の意見が尊重されていると『思わない』と回答しています。

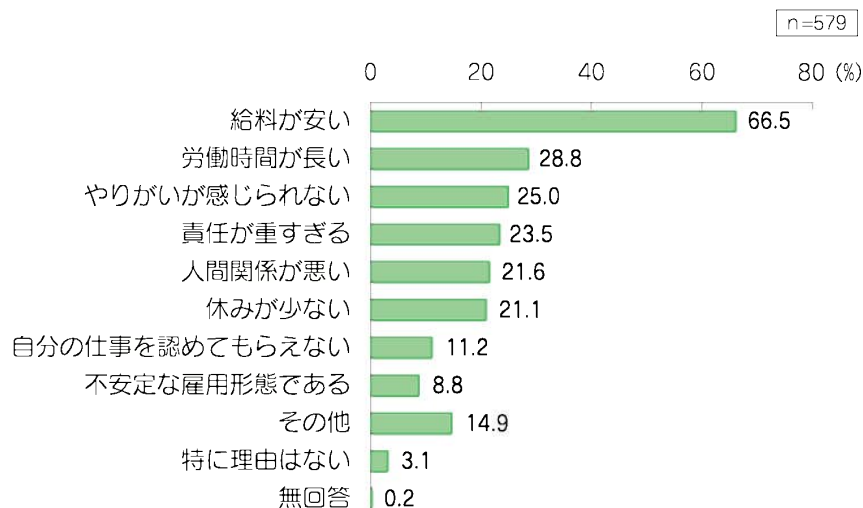


④就労について

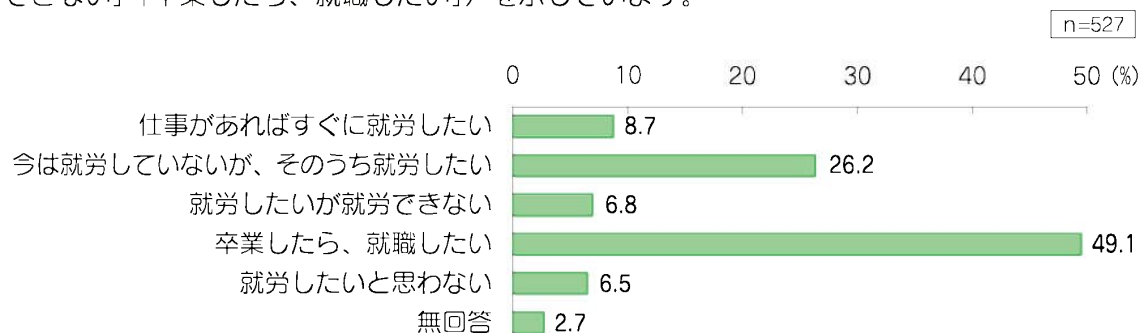
現在の仕事に満足しているかでは、44.4%が『満足していない』（「どちらともいえない」「やや不満である」「不満である」）と回答しています。



仕事に『満足していない』理由としては、「給料が安い」が66.5%と最も高く、次いで「労働時間が長い」（28.8%）、「やりがいを感じられない」（25.0%）、「責任が重すぎる」（23.5%）、「人間関係が悪い」（21.6%）、「休みが少ない」（21.1%）となっています。

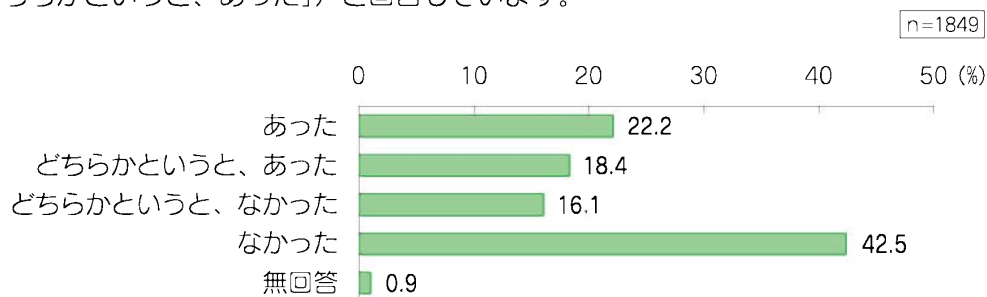


また、現在、就労していない人の今後の就労意向について見ると、90.8%が『就労意向』（「仕事があればすぐに就労したい」「今は就労していないが、そのうち就労したい」「就労したいが就労できない」「卒業したら、就職したい」）を示しています。

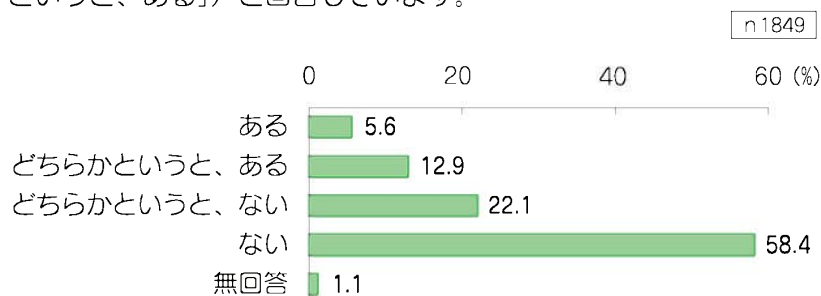


⑤ 困難な状況について

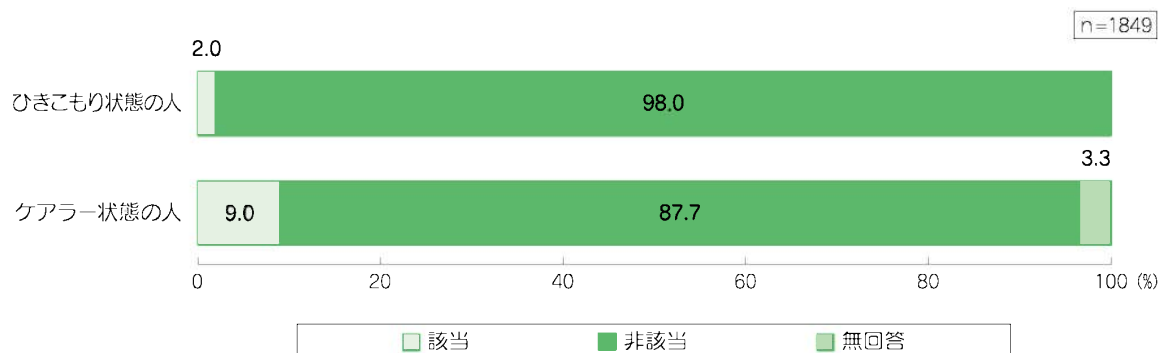
今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験では、40.6%が『あった』（「あった」「どちらかという、あった」）と回答しています。



現在、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状況にあるかでは、18.5%が『ある』（「ある」「どちらかという、ある」）と回答しています。



また、調査結果から、ひきこもり状態にある人、ケアラー状態にある人を算出すると、ひきこもり状態にある人が2.0%、ケアラー状態にある人が9.0%となっています。



※ひきこもり状態

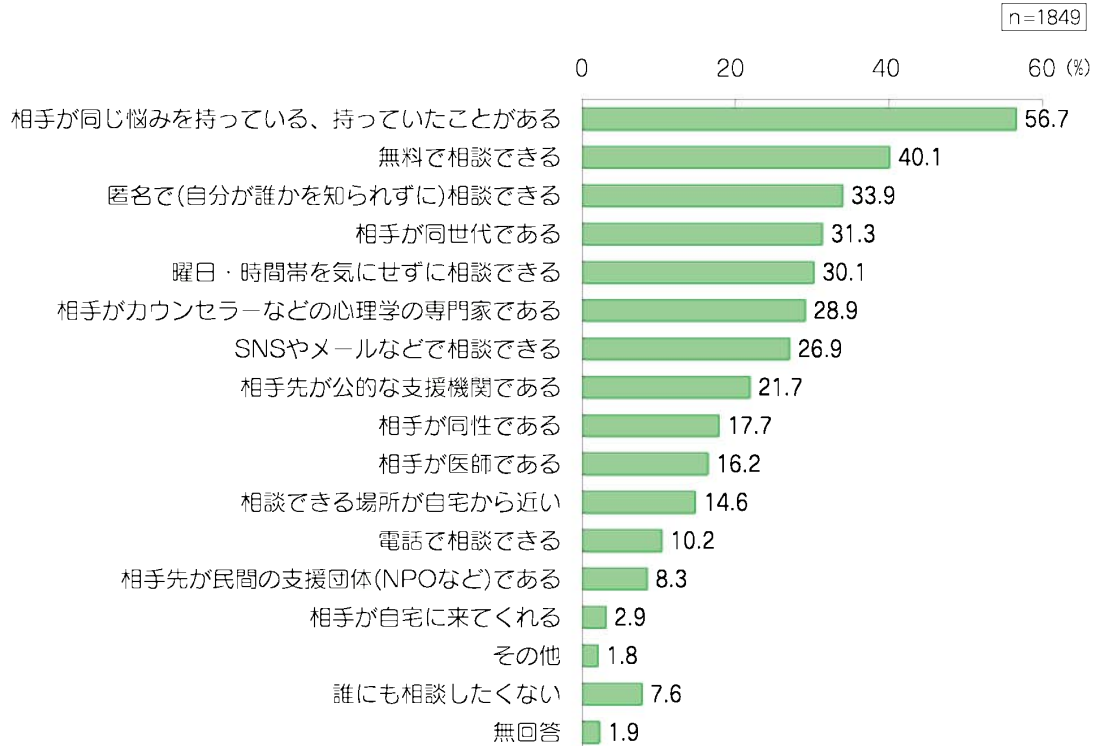
ほとんど外出しない状況が半年以上続き、その理由が妊娠・出産や仕事、身体的病気や統合失調症以外の人

※ケアラー状態

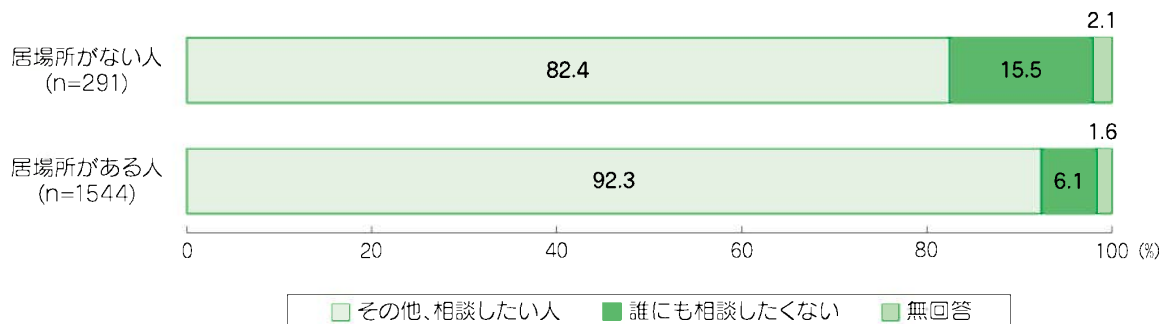
現在、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」「障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」等の状態にある人

⑥相談先について

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったとき「誰にも相談したくない」と回答した人が7.6%います。



また、自分の部屋、家庭、インターネット空間以外に居場所がない人では、そうでない人に比べ、「誰にも相談したくない」の割合が9.4ポイント高くなっています。



⑦情報発信について

「あなたの希望を実現するために、また、あなたが明るい希望を持てるように、行政や周りの人などに、どのような手助けをしてほしいか」(自由記載)について、情報発信に関し、「様々な制度や仕組みがあっても、知らない、使い方が分からないと何もできないので、調べやすい、聞きやすい仕組みづくりをしてほしい」「相談窓口について、既に存在していても、認知度が低い」と回答した人がいます。

4 若者や支援団体の意見聴取

(1) 意見聴取の概要

計画策定に当たり、計画の当事者である若者や若者を支援する関係団体等に対し、若者の状況や課題、施策に対する意見等をお聞きしました。

① 働く若者によるワークショップ

目 的	若者の現状や希望の把握、市の若者施策の課題点の洗い出し、改善策の提案 など
対象・人数	40歳未満の若者14名
日時・場所	令和7年8月5日 午後4時～ 長野市役所

② 若者が対象となる支援等を実施する団体へのヒアリング

目 的	若者の現状や支援状況、ニーズの把握、市の若者施策の課題点の洗い出し、改善の希望の聞き取り など
対象団体	・ h a n p o (子ども・若者支援) ・ 北信子ども・若者総合相談センター (子ども・若者支援拠点) ・ わかさぼBase (若者支援拠点) ・ ながの若者サポートステーション (就労支援) ・ まいさぼ長野市 (生活困窮者自立支援、就労支援)
実施期間	令和7年7月下旬～8月上旬 (順次)

③ 市長と学生の意見交換会 (次期長野市総合計画策定に係る意見聴取を参考とするもの)

目 的	若者の現状や希望の把握 など
対象・人数	大学等高等教育機関の学生15名 ・ 信州大学 (教育学部・工学部) ・ 長野県立大学 ・ 清泉大学 ・ 長野保健医療大学 ・ 長野工業高等専門学校 ・ 長野美術専門学校 ・ 信州スポーツ医療福祉専門学校 ・ 岡学園トータルデザインアカデミー
日時・場所	令和7年8月19日 午後4時30分～ 清泉大学長野駅東口キャンパス

④ ライフデザインワークショップ (企画政策部実施の意見聴取を参考とするもの)

目 的	若者の現状や希望するライフデザインの把握 など
対象・人数	16～30歳の若者 (高校生～若手社会人) 11名
日時・場所	令和7年8月2日 午後2時～ R-DEPOT 3日 午後1時～ 清泉大学長野駅東口キャンパス

(2) 働く若者によるワークショップでの主な意見

① ライフプランについて


- ・市で結婚支援を実施しているが、個人間の結婚について介入することは難しい。
- ・出会いの場が少ない、仕事関係など限られている。
- ・キャリアを考えると自然に晩婚化になる。結婚だけでなくライフプラン全体で考える必要がある。
- ・ライフプランを描いたあと、一步踏み出す、実現するための支援が必要

② 学ぶ機会、居場所、社会参画について

- ・進学に伴う教育費の負担が大きい。
- ・ボトムアップの支援だけでなく、トップの英才教育も重要
- ・学校では学べないスキルを得る機会、ICT習得、AI活用等をeラーニングで学べるシステムがあるとよい。
- ・デザインスキルはどの仕事でも大事なもので、幅広くデザインを学習するための支援をしてはどうか。
- ・若者の地域交流の場が少ない。地域住民と交流する場を設ける。
- ・若者主体のコミュニティ創出、同世代でのイベントの開催
- ・地域への愛着を持てるような取組

③ 就労について

- ・起業家精神を持つ若者が少ないように感じる。
- ・地元企業を若者に知ってもらう機会が少ない。
- ・一つの企業に長く勤めて貢献することに対する支援も必要



(3) 支援等実施団体へのヒアリングでの主な意見

① 学ぶ機会、居場所について

- ・子どもの頃から能動的に決定する経験や訓練が必要
- ・ファイナンシャルプランニングなどお金に関する教育が必要
- ・福祉的要素が強いと、自分は行政からの支援が必要な人間と認識することになり、抵抗感を持つ若者も多い。
- ・ひきこもりであっても、イベントへの参加ならできることもあるので、きっかけづくりが大事
- ・生活圏内で気軽に来訪できる拠点があるとよい。公共交通機関で行けるところがよい。
- ・居場所へ行くための送迎があるとよい。
- ・仲間づくりをするには、サードプレイスは本人が選んだほうがよい。
- ・必要なことは、安心できること、話しやすい支援者がいること、特定のグループの場所にしないこと
- ・新たなものをつくるよりも、既存のものにトッピングをするのがよい。

② 就労について

- ・支援においては、自立（ひとり立ち）ではなく、自律（助け合いながら生きていく）を目指している。
- ・自分にできること、できないことを理解すること（自己理解）の手助けをし、その人に合った仕事とマッチングをしている。自己理解ができていないとミスマッチが起こる。
- ・それぞれのニーズに応えることができるよう、就労体験の場をたくさん用意できるとよい。
- ・出口（就職先）を充実させるべき。就職先として協力してもらえる事業所を開拓する体制を強化したい。
- ・本人の自立する力を後押しする、足掛かりを見つける手伝いをするなど個々に応じた対応が必要

③ 相談体制について

- ・場所よりも、そこにいる人が重要、拠点があっても、信頼できる人がいないと、支援につながらない。
- ・人員と資金が足りない。面談の予約がいっぱいですぐには対応できない。訪問の時間がとれない。
- ・総合相談窓口のような拠点がハブとなり、個別の支援先につながるとよい。拠点には専門家を配置してほしい。
- ・相談員と相談者だと上下関係を感じてしまう。お店とお客さんのようなフラットな関係が心地よいのでは。例えば、カフェや図書館に併設されている場所のような、相談窓口らしくないものがよい。
- ・ひきこもり支援等は長期にわたるので、異動などで人が変わってしまうことのない仕組みが必要
- ・ライトな相談は、AIに任せるなど工夫ができるとよい。
- ・困難を抱える若者の相談に応じる相談員が公民館を巡回するなどの取組があるとよい。本人の生活圏内に行くことが重要
- ・家族からの相談も多く、まずは家族と話をしながら、当事者とつながるきっかけをつくっていく。
- ・家族には、本人の状態を客観的に捉えてもらえるよう、アセスメントを用いている。
- ・親子関係に問題があるケースが多いため、双方への支援をしていく必要がある。
- ・自分がケアラーだと気づいていないケースも多い。家事支援だけでなく、本人のためのケアが必要
- ・本気で自殺を考えてしまう人に対しては、専門的なアプローチが必要なため、心理士や保健師などの専門家を拠点に配置してほしい。

④ 関係機関との連携や情報発信について

- ・支援者同士で情報共有などの連携がとれる仕組みが必要
- ・支援団体間のつながりが薄いと感ずるケースがある。
- ・必要とする人に支援の情報が届くよう、若者支援のホームページを作成するなど、見える化してほしい。
- ・居場所となる場所は、民間も含めると既にたくさんあるが、分かりにくい。見える化することが必要
- ・必要とする人に支援の情報が届いていないこともあり、周知が課題



(4) 学生と市長との意見交換会での主な意見

① 居場所、社会参画について

- ・ 地域とのつながりや関わりを持っていたい。地域のイベントに関わりたい。
- ・ 地元で貢献したい。
- ・ 人とのつながりがたくさんある人になりたい。
- ・ これからの子どもたちにも地元を好きになってほしい。
- ・ やりたいことをやりたいと言えるまちに住みたい。
- ・ 同じモチベーションでがんばる人が周りにいるまちに住みたい。
- ・ 自分がやりたいことを応援してくれる人が周りにいるまちに住みたい。
- ・ 人との関わりや地域とのつながりがあるまちに住みたい。
- ・ 住んでいる人が外に出たくなるようなまちに住みたい。
- ・ 仕事や家庭だけでなく、サードプレイスも充実したまちに住みたい。
(若者の居場所として、図書館、カフェ、ショッピング施設、カラオケ、映画館などがあるまち)
- ・ 安心して暮らせるまちに住みたい。

② 就労について

- ・ 好きなことを仕事や収入につなげたい。
- ・ 仕事をしながら心にゆとりを持ってプライベートも楽しみたい。
- ・ ワーク・ライフ・バランスを大切にしたい。
- ・ 学生時代に学んだことを生かした仕事に就きたい。
- ・ 自分のやりたい仕事をやって、妥協しない悔いのない人生を送りたい。

(5) ライフデザインワークショップでの主な意見

① どんなシーンでライフデザインに興味を持つか

- ・ 家族や身内など身近な人の話を聞いたとき
- ・ 学校でライフデザインの講義を受けたとき
- ・ 同世代の行動を見聞きしたとき
- ・ 家族に変化があったとき
- ・ 先輩からアドバイスをもらったとき
- ・ SNSのショート動画を見たとき

② どんな情報ならライフデザインに興味を持てるか

- ・ 家族や身内の体験談など、リアルな話のほうが信頼・安心できる。
- ・ 危機感をあおりすぎないことも大切
- ・ 選択肢が増え、多様化している社会の中で、どんな仕事があるか、どんなライフスタイルがあるかなど、選択肢を知りたい。
- ・ 等身大の人の例を知りたい。

③ どんなコンテンツで情報を届けたらいいか

- ・ 講演会、イベント、グループワーク
- ・ 座談会、経験者に相談できる機会
- ・ SNS、動画配信などのツールが効果的



5 若者を取り巻く課題と必要な支援

(1) ライフプランの形成と実現に向けた支援について

【アンケート調査結果や統計データから見える課題】

3割超の人が将来に明るい『希望がない』と回答しています。また、男女とも未婚率が上昇していますが、6割以上の人が結婚の意向を示しています。

【ワークショップで出された意見】

選択肢が増え、多様化している社会の中で、どんな仕事があるか、どんなライフスタイルがあるかなど選択肢を知りたいという意見や、キャリアを考えると自然に晩婚化になる、結婚はライフプラン全体で考える必要があるといった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

ライフプランについて考えたり、学んだ経験がある人ほど将来への希望を持てる傾向が見られることから、ライフプランについて考え、学ぶ機会の確保・充実が必要です。また、結婚についてはライフプラン全体における選択肢の一つとして考える機会の提供が必要です。

(2) 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進について

【アンケート調査結果から見える課題】

「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外に居場所と感ずる場所がない人が一定数いることがうかがえます。また、6割以上の方が地域や行政で若者の意見が尊重されていると「思わない」と回答しています。

【ワークショップや意見交換会、支援団体から出された意見】

若者によるワークショップでは、進学に伴う教育費の負担が大きいという意見や、学校では学べないスキルを得る機会が必要といった意見が出されました。

若者との意見交換会では、人とのつながりがたくさんある人になりたいという意見や、仕事や家庭だけでなく、サードプレイスも充実したまち（居場所として、図書館、カフェ、ショッピング施設、カラオケ、映画館などがある）に住みたいといった意見が出されました。また、地域とのつながりや関わりを持っていたいという意見や、地元で貢献したいといった意見が出されました。


支援団体からは、福祉的要素や行政色が強いと抵抗感を持つ若者が多いという意見や、民間で多くの居場所を提供しているが分かりにくいという意見、既存の場所を活用していけばよいといった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

経済状況等にかかわらず修学できる機会を提供するほか、民間団体等と連携し、若者が自分らしく安心して過ごせ、地域とのつながりを持ちながら多様な学びや体験をし、主体的に活動できる場を確保するとともに、そういった場所の情報が若者に届くよう、周知に力を入れることが必要です。

また、様々な場面や機会を通じて、若者の意見を聞き、施策に反映していく仕組みづくりを進めるとともに、自分たちの未来や必要な取組について考え、話し合い、実現に向け主体的に活動することへの後押しや若者が地域や行政に参画しやすい環境をつくる必要があります。



(3) 就労への支援について

【アンケート調査結果から見える課題】

現在、就労していない人の約9割が就労意向を示しています。また、現在の仕事に『満足していない人』が4割以上おり、その理由は「労働時間が長い」が約3割、「休みが少ない」が約2割となっています。

【ワークショップで出された意見】

起業家精神を持つ若者が少ないという意見や、地元企業を若者に知ってもらう機会が少ないという意見、一つの企業に長く勤めて貢献することに対する支援も必要といった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

就職に関する情報のほか、地元企業について知る機会を提供するとともに、様々な就労体験の場やマッチングの機会の充実や起業への支援をすることにより、本人が持つ能力を理解し、生かすことができるよう、後押しする取組が必要です。

また、若者の価値観に沿った柔軟で多様な働き方ができる職場環境づくりの促進が必要です。

(4) 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援について

【アンケート調査結果や統計データから見える課題】

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある人は約4割、現在、そのような状況にある人は2割弱おり、そうした人は自己肯定感や有用感が低く、将来に希望を持ちにくい傾向が見られます。また、社会生活や日常生活を円滑に送れない状態になっても誰にも相談したくないと考える人が1割弱いることが分かりました。ひきこもりやケアラー状態の人は一定数いますが、周囲の人に相談できていないなど潜在化しているケースも危惧されます。

本市の自殺者数は減少傾向にあるものの自殺死亡率は横ばいで推移しているほか、男性20～30歳代の自殺死亡率は全国と比べて高くなっています。


【支援団体から出された意見】

総合相談窓口のような拠点ハブとなり、個別の支援先につながるとよいという意見や、拠点には専門家を配置してほしいという意見、本人だけでなく家族支援も重要であるという意見、ひきこもりであっても、イベントへの参加ならでできることもあるので、きっかけづくりが大事といった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

困難な状況にある人の実態把握を進めるとともに、若者やその家族が相談しやすい場を提供し、個々の課題解決や社会参加を後押しするために、適切な支援機関につなぐ包括的な支援体制が必要です。



(5) 関係機関との連携や情報発信について

【アンケート調査結果から見える課題】

制度があっても知らないと利用できないため、調べやすい仕組みづくりをしてほしいという意見が出されました。

【支援団体から出された意見】

支援者同士で情報共有などの連携がとれる仕組みが必要という意見や、制度があっても使えると知らない若者も多いため情報の見える化が必要という意見、必要とする人に支援の情報が届いていないこともあり周知が課題と感じているといった意見が出されました。



【必要な支援の方向性】

関係機関と連携し、それぞれの強みや専門性、ネットワークなどを生かした包括的な体制を整備する必要があります。

また、支援を必要とする若者やその家族に必要な情報が届くよう情報を整理し、SNSやウェブサイトなど若者がアクセスしやすい媒体を通じて、積極的な情報発信をする必要があります。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本計画の基本理念（目指す姿）は以下のとおりとします。

**若者が社会の一員として、多様な価値観や個性が尊重され、
安心して自らの未来を描けるまちの実現**

若者が、社会や地域の中で人とつながり支え合うことで豊かな人間性を育み、一人ひとりが、それぞれの価値観や個性を大切にしながら安心して未来を描き、自分らしく幸せに暮らすことへの希望が持てるまちの実現を目指します。

2 基本的な視点

本計画を推進するに当たっての視点（基礎となる考え方）は以下のとおりとします。

視点1 若者の権利の保障と最善の利益

若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた取組を推進します。

視点2 若者のウェルビーイングの向上

将来にわたり若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らしていくことを支えます。

視点3 若者の多様な価値観や考え方の尊重

若者の多様な価値観や考え方を前提とし、その人格や個性を尊重し、自分らしく健やかに成長していけるよう支えます。

視点4 若者の意見の尊重と施策への反映

若者の意見をしっかりと聞き、それらを尊重するとともに、市の施策に反映させていきます。

3 施策体系

基本理念	基本的な視点	施策	主な取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">若者が社会の一員として、多様な価値観や個性が尊重され、安心して自らの未来を描けるまちの実現</p>	若者の権利の保障と最善の利益	<p>施策1 ライフプランの形成と実現に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)ライフデザイン形成支援 (2)プレコンセプションケア促進 (3)若手IT人材育成事業 (4)高校生アントレセミナー (5)男女共同参画セミナー (6)男女共同参画センター講座 (7)学生等を対象とする意識啓発 (8)結婚を希望する若者への支援（長野地域連携中枢都市圏）
	若者のウェルビーイングの向上	<p>施策2 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)若者の居場所づくり (2)ながの若者チャレンジ応援事業 (3)ながのまちづくり活動支援事業 (4)奨学資金貸付事業 (5)生活困窮者学習支援事業 (6)シニアリーダーズクラブ (7)青少年錬成センター管理運営事業 (8)公民館・交流センターにおける成人学校・教養講座 (9)成人式（成人祝賀式）
	若者の多様な価値観や考え方の尊重	<p>施策3 就労への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)長野地域若者就職促進事業 (2)スタートアップ起業支援事業 (3)創業支援事業 (4)スタートアップ支援補助金 (5)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発等 (6)職業相談
	若者の意見の尊重と施策への反映	<p>施策4 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)こども総合支援センター「あのえっと」 (2)民生委員・児童委員による活動 (3)ひきこもり支援事業 (4)重層的支援体制整備事業 (5)若者ケアラー支援 (6)生活困窮者自立相談支援事業 (7)若者の自殺予防やこころの健康に関する講座等
		<p>施策5 関係機関との連携や情報発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)関係機関との連携・包括的な体制整備 (2)情報発信

第4章 施策の展開

施策1 ライフプランの形成と実現に向けた支援

施策の方針

若者が明るい未来をイメージしてライフデザインができるよう、参考となる情報や将来を考える機会を提供するとともに、それぞれの希望の実現に向かって歩みを進められるように支援します。

成果指標

指標	基準値（R7）	目標（R10）
ライフプランについて考えたことがある若者の割合	62.9%	割合の増加

主な取組

（1）ライフデザイン形成支援【移住推進課】

若者が希望を持って将来のライフデザインができるよう、若者のライフデザイン形成を支援します。

（2）プレコンセプションケア促進【健康課】


性別を問わず、性や健康に関する正しい知識を身に付け、ライフデザインや将来の健康を考えて健康管理をするプレコンセプションケアを促進します。

（3）若手IT人材育成事業【商工労働課】

IT人材の裾野拡大に向け、市内企業が提供する課題解決の体験を通じて、ITツールなどを利用しながら課題解決の実践力を向上するとともに、市内企業や社会を知る機会を提供します。

（4）高校生アントレセミナー【イノベーション推進課】

高校生が身近な課題を自分事として認識し、解決策を自ら導き出す経験をすることで、論理的思考力、情報収集・分析力、判断力、コミュニケーション力といったアントレプレナーシップ（起業家精神）を身に付けることができるプログラムを提供します。



(5) 男女共同参画セミナー【人権・男女共同参画課】

学生等の男女共同参画に関する意識の醸成のため、高等教育機関からの依頼に応じて、男女共同参画に関するセミナーの開催を支援します。

また、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの促進等のため、各事業所からの依頼に応じ、男女共同参画に関するセミナーの開催を支援します。

(6) 男女共同参画センター講座【人権・男女共同参画課】

男女共同参画に関する意識の醸成のため、男女共同参画センターにおいて、女性の活躍や男性の家庭生活参画等のあらゆる分野の講座を開催します。

(7) 学生等を対象とする意識啓発【人権・男女共同参画課】

学生等の男女共同参画に関する意識の醸成のため、市内在住・在学の学生等を対象に、女性活躍・男女共同参画に関するセミナー等を開催します。

(8) 結婚を希望する若者への支援（長野地域連携中枢都市圏）【移住推進課】

長野地域連携中枢都市圏（長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町）の多様な地域・観光資源等を活用し、結婚を希望する若者の出会いの機会を拡大する効果的な取組を実施します。

施策2 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進

施策の方針

経済状況等にかかわらず修学できる機会を提供するとともに、若者が自分に合った居場所を見つけ、多様な学びや体験、交流を通じて、地域や人とのつながりが持てるように支援します。

また、様々な場面において、若者の主体的な行動や地域社会への参画を促進します。

成果指標

指標	基準値 (R7)	目標 (R10)
地域や行政において、若者の意見が尊重されていると思う若者の割合	地域 17.1% 行政 12.3%	割合の増加

主な取組

(1) 若者の居場所づくり【こども政策課】

若者の居場所の状況やニーズに関する調査を実施し、若者の求める効果的な居場所づくりにつなげます。

(2) ながの若者チャレンジ応援事業【企画課】


若者の自主的な活動のきっかけとなるよう、まちづくり活動に参画する機会（ながの地域まるごとキャンパス）や自由に集まり活動できる拠点（ながの若者スクエアふらっとb）を提供し、若者が地域や人とのつながりを通じて、主体性や自己肯定感を育めるように支援します。

(3) ながのまちづくり活動支援事業【地域活動支援課】

学生のまちづくり活動への参画を促進し、学生が有する柔軟な発想力や行動力を地域の活性化や魅力向上に生かすため、学生自らが発案・企画して自主的に取り組むまちづくり活動や地域団体等と連携・協働して主体的に取り組むまちづくり活動を資金面で支援します。

(4) 奨学資金貸付事業【教育委員会総務課】

経済的な理由で高等学校等での修学が困難な学生を支援するため、基金の運用益等を奨学資金として無利子で貸し付け、育英事業を効果的に推進します。



(5) 生活困窮者学習支援事業【生活支援課】

家庭への講師派遣や学習場所の提供により、基礎学力の向上のための学習支援をし、高等学校等への進学・卒業や社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。

(6) シニアリーダーズクラブ【家庭・地域学びの課】

高校生がメンバーとなり、小・中学生等を対象とした研修会・体験活動・キャンプ等を主体的に企画・運営するシニアリーダーズクラブでの活動を通して、参加者の成長だけでなく、自己の成長と指導者（リーダー）としての資質向上を目指します。

(7) 青少年錬成センター管理運営事業【家庭・地域学びの課】

青少年錬成センターにおいて、高校生以下の青少年の心身の健全な育成を目的とする社会教育団体等に対し、自然体験、野外活動、宿泊体験、スポーツ・文化活動合宿等の場を提供します。

(8) 公民館・交流センターにおける成人学校・教養講座【家庭・地域学びの課】

市内在住または在勤の18歳以上の学習意欲のある人を対象として、主に学芸・文化・教育に関する学習の場と人とのつながりの場を提供します。

(9) 成人式（成人祝賀式）【家庭・地域学びの課】

大人になった若者を地域全体で祝い励まし、地域社会の温かさを感じてもらうとともに、参会者全員がふるさとを誇り、地域社会を構築する一員であることを感得し合う式典を開催します。

施策3 就労への支援

施策の方針

若者が経済的に自立し、将来に見通しを持つことができるよう、就職に関する情報や企業とのマッチングの機会を提供するとともに、起業への支援をします。

また、それぞれの価値観に沿った柔軟で多様な働き方ができる環境づくりを促進します。

成果指標

指標	基準値 (R7)	目標 (R10)
現在の仕事に満足している若者の割合	55.4%	割合の増加

主な取組

(1) 長野地域若者就職促進事業【商工労働課】

長野地域の企業情報等を検索できる就職情報サイト「おしごとながの」を運営し、長野地域での就職希望者と長野地域企業とのマッチングの機会を提供します。

また、主に都市部に進学した学生や長野地域出身の若手社会人を対象に、Uターン就職や移住、定住の機運を高める機会を提供します。

(2) スタートアップ起業支援事業【イノベーション推進課】


起業や新規事業創出に関心を持つ者の裾野拡大や仲間づくりのイベント等を実施するとともに、事業構想から起業、成長に至るまで、一貫して支援します。

(3) 創業支援事業【イノベーション推進課】

市内の創業機運の醸成や実践的な知識を身に付けた創業者の育成のための実践起業塾を開催するほか、創業者の情報発信を通じて、創業機運を醸成するとともに、創業者の育成や成長に結びつく支援をします。

(4) スタートアップ支援補助金【イノベーション推進課】

市内にスタートアップを集積することにより、新規事業（革新的な技術またはアイデアに基づく新たな事業）の創出や経済の活性化につなげるため、スタートアップに対して予算の範囲内で補助金を交付します。



(5) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発等【こども政策課、商工労働課、人権・男女共同参画課】

経済団体等との連携による事業主の意識啓発のための仕事と子育ての両立に関するセミナーや仕事と家庭の両立に関心がある女性などを対象としたセミナーを開催します。

また、男女共同参画優良事業者表彰において、性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用、女性も男性も働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業者を表彰します。

(6) 職業相談【商工労働課】

産業カウンセラーやキャリアコンサルタントが、就職の迷い、転職の不安や職場の悩みなど、様々な仕事に関する相談に対して助言や指導をするほか、ハローワークと連携し、求人情報を提供します。

施策4 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援

施策の方針

若者やその家族が気軽に相談できる場を提供するとともに、個々の課題や不安、困りごとに寄り添い、課題解決に向け、関係機関や専門機関と連携して包括的に支援します。

成果指標

指 標	基準値 (R7)	目標 (R10)
社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったとき、家族や知り合い以外、誰にも相談したくないと思う若者の割合	7.6%	割合の減少

主な取組

(1) こども総合支援センター「あのえっと」【こども総合支援センター】

教育、発達、心理関係の専門の相談員が子ども・若者に関わる様々な相談に応じるとともに、相談の内容に応じて関係機関につなぎ、連携支援の調整役を担います。

(2) 民生委員・児童委員による活動【福祉政策課】


同じ地域で生活する住民の一員として地域住民の様々な生活上の困りごとや心配ごとなどの相談に応じるとともに、専門機関等につなぐ役割を担う民生委員・児童委員による活動を促進します。

(3) ひきこもり支援事業【福祉政策課】

自立相談支援機関におけるアウトリーチ等を充実し、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けた、より丁寧な支援ができる体制を強化します。

(4) 重層的支援体制整備事業【福祉政策課】

福祉に関することで、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯がいずれの支援機関に相談しても関係する複数の機関から適切な支援が受けられる体制を整備します。



(5) 若者ケアラー支援【子育て家庭福祉課】

ヤングケアラーコーディネーターが若者ケアラー等からの相談を受け、適切な支援につなげるとともに、必要に応じて家事支援等のサポートをします。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業【生活支援課】

生活困窮者等からの相談に応じ、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について必要な情報提供や助言をし、関係機関との連絡調整をするとともに、包括的かつ計画的に様々な支援をすることにより、生活困窮者の自立を促進します。

(7) 若者の自殺予防やこころの健康に関する講座等【健康課】

大学生のファシリテーター（ピアサポーター）が講師となる若者向けゲートキーパー養成講座やファシリテーター養成講座を開催するほか、出前講座等において健康課の保健師がこころの健康について啓発するとともに、学生向けにストレスの対処法等に関する情報や相談窓口を紹介するリーフレットを配布します。

施策5 関係機関との連携や情報発信

施策の方針

若者が適切な支援先につながれるよう、関係機関と連携し、それぞれの強みや専門性、ネットワークなどを生かした包括的な体制を整備するとともに、支援を必要とする若者やその家族に情報が届くよう、SNSやウェブサイト、広報誌など、様々な機会や媒体を通じて、積極的かつ継続的に情報発信をします。

成果指標

指標	基準値 (R7)	目標 (R10)
市が若者向けに発信する情報が役に立つと思う若者の割合	—	—

主な取組

(1) 関係機関との連携・包括的な体制整備【こども政策課、こども総合支援センター】

若者への支援に取り組む関係機関と連携した包括的な体制を整備するとともに、それぞれの団体の取組状況や課題、ニーズについての情報を共有し、取組の強化につなげます。

(2) 情報発信【こども政策課】

支援を必要とする若者やその家族に情報が届くよう、SNSやウェブサイト、広報誌など、様々な機会や媒体を通じ、当事者にとって分かりやすい形で情報発信をします。

第5章 計画の進捗管理

進捗管理に当たっては、庁内関係所属で組織される長野市こども計画策定委員会においてそれぞれの取組の実施状況の確認や施策の推進について協議するとともに、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において取組の実施状況を点検、評価して結果を公表し、これらを施策や取組の改善等につなげます。

また、計画期間中に起こりうる若者に係る新たな社会的な課題に対しても、長野市こども計画策定委員会の関係部局において取組の拡充や新たな取組の検討をし、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を踏まえながら、課題解決に向けた取組を推進します。

【進捗管理のイメージ】

施策ごとに指標を設定し、施策の効果や成果、取組の実施状況を確認

- ◆成果指標（アウトカム）：施策の効果や成果を測定
- ◆活動指標（アウトプット）：取組の取組状況を確認

【成果指標と活動指標の例】

施策1 ライフプランの形成と実現に向けた支援

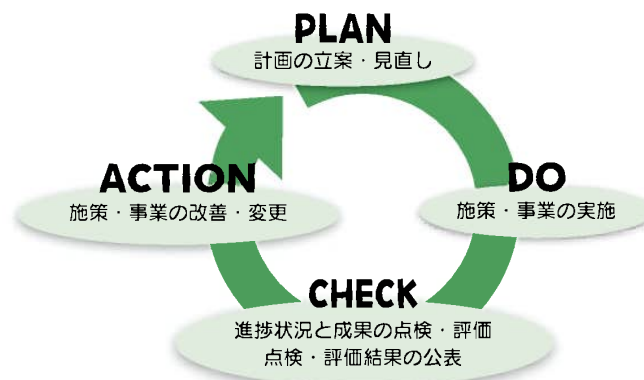
成果指標（計画の最終年度の1年前に調査を実施）

ライフプランについて考えたことがある若者の割合	
基準値(R7)	目標(R10)
62.9%	割合の増加

活動指標（毎年度の参加者数を確認）

ライフデザイン形成支援への参加者数					
(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)
29人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

※活動指標を用いて毎年度の取組の実施状況を点検・評価することで施策や取組の改善等につなげるとともに、計画の最終年度に向けては若者の実態把握調査を実施し、成果指標に基づき施策の効果や成果を確認します。



【成果指標一覧】

施策	指標	基準値 (R7)	目標 (R10)
1 ライフプランの形成と実現に向けた支援	ライフプランについて考えたことがある若者の割合	62.9%	割合の増加
2 学ぶ機会や居場所の確保・充実と社会参画の促進	地域や行政において、若者の意見が尊重されていると思う若者の割合	地域 17.1% 行政 12.3%	割合の増加
3 就労への支援	現在の仕事に満足している若者の割合	55.4%	割合の増加
4 若者やその家族のための相談体制の充実と課題解決に向けた支援	社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったとき、家族や知り合い以外、誰にも相談したくないと思う若者の割合	7.6%	割合の減少
5 関係機関との連携や情報発信	市が若者向けに発信する情報が役に立つと思う若者の割合	—	—

資料編

1 計画策定の経緯等

(1) 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会(長野市版子ども・子育て会議)委員名簿

区分	氏名	所属機関・団体/役職名	備考
学識経験者	◎水口 崇	信州大学教育学部 教授	
	田中 亜希子	長野市教育委員	
	塚原 成幸	清泉大学短期大学部 教授	
児童福祉、子ども・子育て支援及び教育関係者	渡邊 徹	長野市私立保育協会 会長	
	和田 典善	長野市幼稚園・認定こども園連盟 会長	
	塚田 まゆり	長野商工会議所 副会頭	
	○北村 智枝子	長野市民生委員児童委員協議会 児童母子父子福祉部会 会長	
	宮本 由希子	長野上水内校長会 小学校長会 会長	
	宮下 孝子	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟 常務理事	
	田中 宗史	NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト 理事長	
	倉島 愛美	保護者	
	日台 和子	一般財団法人ながのこども財団 事務局長	
議員	阿出川 希	長野市議会議員	令和7年9月30日まで
	清水 美加子	長野市議会議員	令和7年10月1日から
公募	中村 礼子		
	松田 恵子		
	山崎 花穂		
	石垣 ひかる		

◎分科会 会長・○分科会 副会長
保護者＝保育園、幼稚園、認定こども園の保護者

(2) 計画策定の経緯

年月日	内容
令和7年4月16日	令和7年度第1回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・市町村こども計画について
令和7年5月7日～ 5月20日 (インターネットのみ) (5月27日まで)	長野市若者支援に関するアンケート調査実施
令和7年5月27日	令和7年度第1回長野市こども計画策定委員会開催 【議事】 ・長野市こども計画策定委員会について ・長野市における若者施策について
令和7年5月30日	令和7年度第1回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 ・長野市における若者施策について（諮問） （児童福祉専門分科会に付託）
	令和7年度第2回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市における若者施策について
令和7年7月28日	令和7年度第2回長野市こども計画策定委員会開催 【議事】 ・長野市若者支援に関するアンケート調査結果について ・長野市の若者に関する計画について
令和7年7月30日	令和7年度第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市の若者を支援する取組について ・長野市若者支援に関するアンケート調査結果について ・長野市の若者に関する計画について
令和7年7月下旬～ 8月中旬	若者や支援団体の意見聴取実施
令和7年8月27日	令和7年度第3回長野市こども計画策定委員会開催 【議事】 ・長野市の若者に関する計画素々案について



年月日	内容
令和7年8月29日	令和7年度第4回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市の若者に関する計画素々案について
令和7年9月24日	令和7年度第4回長野市こども計画策定委員会開催 【議事】 ・長野市の若者に関する計画素案について
令和7年9月26日	令和7年度第5回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市の若者に関する計画素案について
令和7年10月28日	令和7年度第5回長野市こども計画策定委員会開催 【議事】 ・長野市の若者に関する計画案について
令和7年11月4日	令和7年度第6回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市の若者に関する計画案について
令和7年11月21日～ 12月22日	市民意見等の募集（パブリックコメント）実施
令和8年1月23日	令和7年度第6回長野市こども計画策定委員会開催 【議事】 ・長野市の若者に関する計画について
令和8年1月27日	令和7年度第7回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市における若者施策について
令和8年1月29日	令和7年度第2回社会福祉審議会開催 【議事】 ・長野市における若者施策について （児童福祉専門分科会から報告）
令和8年1月29日	長野市における若者施策について（答申）
令和8年2月9日	部長会議にて長野市の若者に関する計画の決定

2 関係法令及び条例等

(1) こども基本法

令和4年6月22日法律第77号

最終改正：令和6年6月26日号外法律第68号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。


2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、



家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、
子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐり、及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 子ども・若者育成支援推進法

平成21年7月8日法律第71号

最終改正：令和6年6月12日号外法律第47号

第一章 総則


(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

- 
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
 - 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
 - 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
 - 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
 - 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
 - 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。


3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよ



う努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。


3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要



保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二條 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

第五章 罰則

第三十四條 第二十四條の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 長野市社会福祉審議会条例

平成12年3月30日長野市条例第3号

最終改正：令和2年3月30日条例第8号

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項


(3) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）

(4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委



員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項

(3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止)

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例(平成10年長野市条例第59号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月30日条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年3月28日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

長野市の若者に関する計画

令和8年2月策定

令和8年3月

発行 長野市

編集 長野市こども未来部こども政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市ホームページ



FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

